

Title	斯道文庫蔵正保版二十一代集書入覚書：小澤蘆庵との関係を中心に
Sub Title	Study of the Shoho printed edition of Nijuichidai-shu in the Shido Bunko Institute : Ozawa Roan's notes
Author	川上, 新一郎(Kawakami, Shinichiro)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2011
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.101, No.1 (2011. 12) ,p.231- 248
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	川村晃生教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01010001-0231

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

斯道文庫蔵正保版二十一代集書入覚書

——小澤蘆庵との関係を中心に——

川上 新一郎

はじめに

慶應義塾大学附属研究所斯道文庫に詳密な書入のある正保版二十一代集がある（九二—一〇二、五十六冊、以下本書と呼ぶ）。稿者は本書について、「付記二」に示したような事情で古くからその存在を知っており、書入が契沖の流れを汲むものであることに気づいていた。しかしながら、改めて考えてみようと思いきつかけとなったのは、六人部是香の『訂正古今集序』に見える小澤蘆庵自筆校合本の「為本」と本書に「為」とする書入が一致することに気づいたことによる。¹⁾

さらに、注（一）拙稿発表と時期を同じくして、荒木優也氏が國學院大學図書館蔵『二十一代集』書入とともに本書をも調査され、論考を発表された。²⁾ 荒木氏の論考には種々の新見が含まれるが、國學院大學本を中心とするものである

ため、拙稿で指摘した本書と蘆庵の関わりについては特に触れておられない。さらに、拙稿には重大な誤りもあった。そこで、前稿の訂正をかねてもう少し考えてみたい。

一

まず、本書の書誌を述べる。もともとが正保版本であるから簡略にする。

表紙は藍色艶出表紙である。正保版本の表紙というと、浅縹色布目のものをよく見かけるが、漠然とした印象からすると、浅縹色のものは最も後刷のようである。藍色艶出のものも後刷であるが、それよりは刷りがよいようである。

刊記は、新古今集の後に

正保四丁曆三月中旬

中御門通弱檜木町

吉田四郎右衛門尉（墨刷印）

新統古今集の後に

正保四丁曆

三月中旬 開板

中御門弱檜木町

吉田四郎右衛門尉（墨刷印）

とある。⁽³⁾

書人は朱墨藍筆により、和歌の出典、出典との字句の異同、類歌の指摘などを中心に、時には解釈に及んで詳細であるが、これについては後述する。

印記、各冊、巻頭「はりま／はるやま／ひめぢ」(まゆ型朱印)、巻末「柳齋」(長方朱印)。前者は春山弟彦所用のものと思われる。春山は前田夏蔭門下の国学者(儒者でもある)であり、本書の書人との関係も考慮すべきであるが、この点も後に再述する。

さて、本書には書人に関わる奥書がある。

書人奥書は左の通りである。

(拾遺集) 六月廿六日校合畢

道賢

(後拾遺集) 七月六日校合畢

元始

直勝

喜之

(金葉集) 七月八日校合畢

盛澄

(詞花集) 七月八日校合畢

重愛

喜之

(千載集) 文月六日校合畢

昇義

(新古今集) 七月十一日校合畢

定静

(続古今集) 六月廿七日校合畢

喜之

(続拾遺集) 七月五日校合畢 直勝

(新後撰集) 六月廿五日校合畢 宗美

(新千載集) 七月七日校合畢 直勝

(新後拾遺集) 七月六日校合畢 宗美

これらは管見の範囲では本書独自の奥書で、同様の書人を有する他の正保版二十一代集が、奥書を持たないのと異なる。

さて、これらはいかなるものであろうか。この奥書群には年記が無く、いつの年であるかが明らかでない。ところが、署名の人物について、小澤蘆庵の『六帖詠草』(版本)を見ると、その名前のいくつかを見出すことができる。

『六帖詠草』には右の内、喜之、重愛、定静、宗美の四人の名が見出される。そこで、蘆庵文庫研究会編『蘆庵文庫目録と資料』(平21刊、日本書誌学大系98)資料編に収める資料を見ると、それ以外の道賢、元始、直勝、盛澄、昇義の名も見え、奥書の人物がいずれも蘆庵門下の人々であることが判る。従って、この書人が、蘆庵の指示の下になされたことは間違いないと思われる。

正直なところを言えば、近世和歌に暗い稿者は、最初、右の奥書のみではこれらの人々がだれなのか判らず、後述するような迂遠な経路をたどって、蘆庵に思い至り、それによって初めて奥書の意味するところを理解することが出来たのである。

さて、右のごとく本書の書人に蘆庵が関わっていることが判明したが、だからといって、書人そのものが蘆庵によってなされたかというところではない。その点は章を改める。

そもそも、本書のような書人が契沖に発することはすでに知られており、荒木氏もその前提で論をすすめられている。新版の『契沖全集』第十五卷（昭50刊）に賀茂別雷神社三手文庫蔵の正保版二十一代集の書入の内、新古今集と玉葉集部分の書入が翻刻して収められているが、その書入についての解説（久保田淳氏執筆）によれば、以下のようである。その本は三手文庫の目録では八代集と十三代集に分けて登録されているが、本来揃いの正保版二十一代集である。その書入は契沖自筆を含むが、集によつて異なり、他筆部分も多い。一方、内容的には多くが契沖の書入で一部今井似閑によるものがあるとのことである。

この類の書人であることを見分ける目安は、各集の巻頭に「再入万葉哥」「誤再入哥」などと万葉集の歌やすでに以前の勅撰集に入集している歌の歌数（時に歌そのもの）を挙げていることである。他に『袋草紙』や『古来風体抄』の勅撰集に関わる部分を引用することも目印である。

荒木氏は、前述論文でこのような書人を持つ正保版二十一代集が諸所に所蔵されていることを明らかにされた。古書肆の目録にある現所在不明のものを除くと、既出の三本（國學院大學本、斯道文庫本、三手文庫本）の他に鎌田共済会郷土博物館本が挙げられている。同様の書人を持つ正保版二十一代集として稿者が気づいたものをさらに加えれば、注（一）拙稿に挙げた国会図書館本（八五三一一六六、渡辺千秋旧蔵）の他、静嘉堂文庫本（五一九一七一二二一〇二）が挙げられる。他にもまだまだあると思われる。

荒木氏が指摘されたように、これらの書入は基本は同一であるが、それぞれ増訂が加えられていて、一本ごとに微妙

に出入りがあり、異なっている。このような書人はその性格からして、厳密に移写されるとは限らないが、諸本の書人は予想以上に丁寧に写されている。ただし、新たな書人も加っているようである。さらに、三手文庫本が全ての元と言っているかどうか微妙である。後述するように、契沖書入本と称する二十一代集を小澤蘆庵が所持しており、貸与して書写（書人の移写）を許していたことも知られるので、現存する書入本は直接にはその本に発するものが多いのかもしれない。

稿者は諸本を調査したわけでもなく、本書についても、精査したとは言いがたいが、以下気づいた点を報告する。

二

まず、本書の来歴である。先に述べたように、姫路の国学者春山弟彦の蔵書印がある。春山については『姫路紀要』（大1刊）278頁に詳しい記述がある。それによれば、春山は天保二年（一八三一）三月十一日生まれ、明治三十二年（一八九九）四月十三日歿、享年六十九。姫路藩の儒臣で、国学や兵学にも明るく、国学の師は前田夏蔭である。維新以前既に姫路藩の鴻儒として知られたが、維新後は藩の国学教授、射楯兵主神社の祠官を経て、大阪師範学校、姫路中学校に教鞭を執った。蔵書家としても知られ、邸内に図書館を建設し、春山文庫と名付け、数万巻を蔵して篤志者に閲覧させたという。

もう一つの蔵書印「柳斎」については不明である。蘆庵との関係から、蘆庵の門人松本柳斎（生年未詳一八一四）を考えたが、本書が前田夏蔭門下の春山の旧蔵書であるとする、直接蘆庵に結びつくか否かは現在の所不明であり、蔵書印も果して柳斎所用のものかどうか明らかでない。ただし、次述のように本書が蘆庵令写本そのものの可能性もあ

り、柳齋が播磨在住の経歴を持つことから、何ら証拠はないが、一応その可能性を提示しておきたい。識者の御教示を得たい。

ここまでをまとめると、本書の書入は基本は契沖の所為であり、その後蘆庵の門人たちの移写を経たものが、前田夏蔭門下の春山弟彦の所蔵になったことになる。また、本書が蘆庵門人の書入移写本そのものか否かは難しい問題であるが、少なくとも奥書の筆跡は署名と連動しており、奥書はそれぞれの自筆である可能性が高い。一方、本文への書入は必ずしも校合奥書の筆跡と照応していないように見える。これをどう解釈するかは後にもう一度考えることとするが、書入移写本そのものの可能性はあると考える。

こうして、本書の基本的な性格はある程度明らかになったが、稿者がここに思い至ったのは、別の関心によるものであった。以下はそれについて、主として本書の古今集に関わる部分の検討である。

四

事の起りは、注(1)拙稿で、六人部是香の『訂正古今集序』を調査した時のことである。是香は『訂正古今集序』の中で古今集仮名序の異文を挙げ、しばしば「為本」と称する本に言及している。この「為本」については、稿者はそれ以前、すでに述べたことがあった。⁽⁸⁾それをくり返すと、左記のようになる。

六人部是香の古今集研究を示す資料の一つとして、香川景樹の『古今和歌集正義』版本に自筆書入した本が静嘉堂文库(五一九一―一二二〇六四)に存在する。それには『訂正古今集序』と同じく、「為本」に関する校合注記がある。そこには、「(男山のむかしを)おもひいて已下終マテ小澤芦庵自筆校合本ニ為本ト云ヲ校セリ、今此為本ト云ヲ芦本トイ

フ、但シ為本ト云ハ為家卿ノ本カ、詳ナラス」と説明されている。そして、仮名序末に「小澤芦庵自筆本為本一校畢／嘉永四十一廿六了 一翁（是香）」の奥書がある。

つまり、小澤芦庵自筆校合本の古今集には仮名序の途中「男山のむかしをおもひいて」以下に「為本」と称する本との校合があり、是香は嘉永四年（一八五二）にその校合を自ら写し取ったのである。そして、その結果を『訂正古今集序』においても利用したわけである。『訂正古今集序』の成立は安政四年（一八五七）であるから、その間の経緯に矛盾はない。

稿者は、かつてこれらの是香の記述を見て、芦庵の校合がある古今集の写本を想定していた。ところが、注（一）拙稿を執筆している際、たまたま斯道文庫にある正保版二十一代集（本書）の古今集仮名序部分に「為」の校合書入があるのに気づいた。そして、これを『訂正古今集序』の記述（『古今和歌集正義』の書人も同様である）と比較したところ、ほぼ完全に一致することが判明した。また、校合が中途からで、「男山のむかしをおもひいて」以下である点も一致することが判った。

さらに、先に述べた国会図書館蔵正保版二十一代集にも同様の書入があり、古今集には同様「為本」との校合があった。そして、該本は「二十一代集全五十六冊^{二種入}／全部を通して書入あり／芦庵筆ト云」の貼紙を有する。但し、該本の書入は芦庵自筆とは認め難い。つまり、国会図書館本は是香が用いた小澤芦庵自筆校合本そのものとは考えられないが、やはり本書と同様の書入を有し、かつ小澤芦庵自筆書入との伝称を持つ。但し、本書に見られる校合奥書はない。以上のことから、是香が芦庵自筆校合本と称するのは古今集の写本ではなく、正保版二十一代集に芦庵（もしくはその周辺の者）が契沖の書入を元として校合書入を加えた本ではないかと考えるに至ったのである。

こうして、蘆庵所持の書入本二十一代集の存在が明らかになると、北野克氏が紹介された蘆庵の尺牘が注目される。⁽¹⁰⁾ 北野氏の翻刻から該当箇所を引用させていただくと、以下のようになる。

一、古今集抄物之事契沖阿闍梨著述余材抄ニしくもの無之候。

一、後撰拾遺抄物別ニ無之候、是も廿一代集契沖書入之本愚老致所持候。全⁽⁷⁾編書⁽⁷⁾写度之由所望門人衆⁽⁸⁾ハ令許借為書写候。但田舎へハ指下不申候。登京難成衆ハ同門衆へ頼筆料を以為写候。右之内或ハ十代・八代・三代集を頼衆中も有之、古今ハ余材候故書入少ク、後撰・拾遺は数多有之、義理分明故抄物同前候。⁽¹¹⁾

これについては、北野氏が適切な説明を加えられているので、これも引用させていただく。

(一) 古今集抄物は契沖著「古今余材抄」に及ぶものがないと推奨しているのはさすがである。(二) 後撰集拾遺集には抄物は無い、が、廿一代集に就いて、契沖書入の本を自分は所持していると言っているのは注目に値する。そして門人衆で書写を希望する向きには之を許可している。但し、田舎へは許してない。地方門人衆で上京出来ない者は筆稿料を支払って写本している者もある。その中には三代集・八代集・十代集のみ頼む衆もある。契沖には古今余材抄が存在するので、所持の本には書入れは少ない。後撰・拾遺集に就いての書入れは数多存するが、これら二集は義理分明の歌も存する故、全巻に互つての抄物と言える程度の書入れでないと言っているようだ。この廿一代集書入れ本が現存することを期待すると共に、忠実な写本が出現する事をも切に望むものである。

この尺牘は、契沖書人の二十一代集の流布に蘆庵が関わっていると重要な情報を与えてくれるものである。なお、「古今ハ余材候故書入少ク、後撰・拾遺は数多有之、義理分明故抄物同前候。」の箇所についての北野氏の解釈はおそらく誤りで、「余材抄のある古今集部分の書入が少ないのに対して、後撰集、拾遺集部分の書入は詳細で、解釈を明らかに

する点が多く、注釈書並みに役に立つ」の意であろう。実際、契沖の後撰集、拾遺集への書入は詳細で、解釈に及ぶ場合もあり、役に立つ。蘆庵はそれを指して言っていると思われる。蘆庵は勅撰集の注釈書について尋ねてきた青義八郎に対して、古今集は余材抄を推奨し、後撰集、拾遺集については契沖の書入本が役に立つから、希望するなら転写の手立てを考えてもよいと言っているわけである。

なお、ここで蘆庵が「廿一代集契沖書入之本」を自らが所持していると言っているのは、契沖自筆書入本そのものを蘆庵が所持しているというのではなく、書入を移写した本を持っているの意であろう。是香が契沖の名を出さず、「小澤蘆庵自筆校合本」と言っているのもその証となるう。

この尺牘は、契沖書入の二十一代集が蘆庵を中心に書写（移写）されていったことを物語るもので、本書の奥書に蘆庵の門人の名が見えることと相俟って、本書の書入の性格を明確にするものである。

ここで、前節で問題となった本書が蘆庵周辺による書入移写本そのものか否かをもう一度考えたい。北野氏紹介の尺牘の内容と本書の筆跡とを勘案すると、本書は蘆庵周辺によるいわば移写請負本の一ではあるまいか。つまり、何人かに依頼され、蘆庵門下で書入を移写し、奥書にある人々が点検したのではあるまいか。そのように考えれば、本書に見える校合奥書が同系の書入を有する他の諸本に見えない理由も理解できる。もしそうであるなら、本書は移写請負本そのものであると考えてよい。

五

さて、本書の書入が蘆庵に関わるものであるからと言って、本書の「為本」の校合が蘆庵もしくはその周辺によるも

のであると言いうるわけではない。注(1)拙稿では蘆庵の校合と解釈して、三手文庫本に「為本」の校合書人がないことをその一つの証としたが、この点には重大な誤りがあった。

言い訳すると、三手文庫本について、原本を見ずに国文学研究資料館のマイクロフィルムを利用していたために誤ったのであった。該フィルムがかなり古い時期の撮影で、書人がよく見えないことはかねて知っていたが、それでも痕跡くらいは見えると考えてどうやらならないと即断しての前稿であったが、さらによく見ると、かすかに何かあることに気づいた。こうして、原本を披閲したところ、三手文庫本には「為本」の書人が存在し、該本の朱の書人は、その多くがマイクロフィルムに写っていないことが判明した(後に紙焼写真にはいくらか写っていることを知った)。

こうして、前稿で「為本」の校合を蘆庵もしくはその周辺の所為としたのは誤りであることが判明した。ただし、その校合は三手文庫本と他の諸本では若干相違もある。

そこで、以下三手文庫本について簡単に解説を加える。披見したのは、八代集部分のみである。

三手文庫本は注(5)に述べたように、古今集は正保版本ではなく別の古今集単行の版本を用いている。行格が同じで字体も似ている(正保版本を底本とする新版である)ので、一見それと誤りやすい。ただし、この八代集は古今集も含めて浅縹色地に繫葵唐草文様空押表紙の揃いで、古今集には題簽がないものの、他集には刷題簽が残っているものもあり、原装かと思われる。すると、古今集を単なる入れ本と解釈出来るか問題である。このような場合、異版を入れ本状態のまま発売することがないとは言えないように思う。なお、古今集もその他の集も刷印の状態の良い早印本である。いずれにしろ、書人は他集と一具と認められる。書人は朱墨でなされ、斯道文庫本のような藍筆はない。

さて、当面「為本」の校合に限ると、古今集の両序と卷一から十に朱で校合がある。思うに、「為本」は巻頭に両序を

据える上冊のみの本だったのではあるまいか。これに対して斯道文庫本を含むその他の書入本の校合は墨筆の上、両序のみの校合で、巻一から十に校合はない。なぜ巻一から十について書人を移写しなかったかは不明である。なお、「為本」の校合が、『古今和歌六帖』や『新撰万葉集』との共通歌を示す出典書入より後になされたことは「為同」の文字が見えることから明らかで、朱の色も若干異なると思われなくもないが、かと言って別筆のようでもない。また、この朱筆は契沖に似ているが、契沖筆とは断定しかねる（三手文庫本の書入が契沖筆を含むにしても、すでに移写である可能性がある。後述）。

ここで、三手文庫本独自の校合である巻一から十の部分について、「為本」がいかなる性格の本文かを見ると、清輔本（もしくは顕昭本）であることが明らかになる。

すでに注（1）拙稿で仮名序の本文から「為本」を「性格は不明であるが、清輔本に近いようである。」（117頁）と述べたが、巻一から十の校合が現れたことで、断定出来るようになった。本文が清輔本に近いことが認められる他に、次の点が証拠である。

巻八、404番歌に「人丸哥云、むすふ手のいしまをせはみおく山の岩かきしみつあかすも有哉、此哥の心にて読歎為」と書入れられているが、これは清輔本の勤物である。三手文庫本の書入は「為本」の勤物までは引用しない方針であると思われるが、この箇所のみは引用されている。これによって「為本」が清輔本であることは明白である。

さて、次は、度々言及した仮名序への校合書人である。ここにも問題がある。それは、基本的に三手文庫本と諸本は同一であるが、三手文庫本のみにある校異が存在することである。仮名序の校合はなぜか中途からであるが、三手文庫本も同様であるにもかかわらず、それ以前の二箇所さらに校異がある。それは以下の箇所である。

1、しかあれども

2、つたは爲以下微之
爲氏真跡本

これによつて、「為本」は為氏真跡本と称する本であつたことが明らかになる。ところが、この二箇所は校合が継続してなされている箇所よりかなり前にあり、なぜこの二箇所の方に校異があるかも不審なら、諸本にこれがないことも不審である。ただし、これのみなら、巻一から十までの校異が移写されなかつたことと同様であり、何らかの事情によると考えてもよい。しかしながら、逆に三手文庫本にない校異が諸本にあると簡単ではない。それは次の箇所である。

諸本に「宇治山ウヂヤマの僧」とある箇所に三手文庫本は校異がない。そもそも出典注記などと違い「為本」との校合は一回限りの行為であるから、他の本にある校異が三手文庫本にないのは、三手文庫本が諸本の祖本でないことを示すことになる。このことは真名序になされた校異によつてさらに明らかになる。

問題の箇所は左のようである。上段が三手文庫本、下段が諸本である。

1、富緒川之篇報太子—富緒川之篇報○太子

2、或事開神意—或事開神意

この二箇所はいずれも三手文庫本には校異がないのに諸本には「為本」の校異がある。(註) そうなつた理由はこうである。先に述べたように、三手文庫本の古今集は正保版本でなく〔江戸前期〕刊本Aである。したがつて、本文に違いがある。〔江戸前期〕刊本Aは正保版本を底本とする版本であり、基本的に同一本文であるが、真名序には字句の改訂がある。右記の二箇所はいずれもそれである。この結果、「為本」がいかなる本文を有するかについては両者に違いはないことにな

る。

しかし、問題はそこではない。三手文庫本のように校異のない本から移写したならば、まず諸本のようにはならない。もちろん正保版本と〔江戸前期〕刊本Aの本文の違いまで念頭に置いて移写するならば別であるが、それは考えにくいとするなら、何が起こったのであろうか。以下は推測が過ぎると言われそうな解釈であるが、実際はそうではあるまいか。

つまり、「為本」との校合は正保版本で行われたのであり、三手文庫本はその校異を移写したものかもしれないということである。三手文庫本が校異を移写した際、校異本文が本行に一致したならば、校異をしないのは当然である。現行の三手文庫本はそのような本であると考える。つまり、それ以前に契沖自筆書入正保版本二十一代集が存在したのではないか。三手文庫本の書人の多くが内容的には契沖のものと思われるにもかかわらず、契沖筆以外の部分を多く含むことから、ごく常識的に考えて、契沖の書入原本ではないであろうと憶測されるのであるが、それに加えて右のような事実があると、やはり、別に契沖の書入原本が存在したと考えたくなる。おそらく、諸本はその正保版本の校異を移写した系統であり、三手文庫本の系統には属さないであろう。いささか憶測が過ぎた感があるが、少なくとも三手文庫本はこれら諸本全ての祖本ではあるまい。

六

最後に荒木氏が指摘された本書の藍筆の書入について一言する。

藍筆部分の書人が三手文庫本、國學院大學本にないことから、藍筆の書入は後人の所為であると、すでに荒木氏が指

摘されているが、藍筆部分が増補であることは確かであるが、それは必ずしも本書独自のものではない。本書のほか国会図書館本、鎌田共済会本にも存在する。一方、静嘉堂文庫本にはない。以下は推測であるが、藍筆は蘆庵に関わるものであろう。なぜなら蘆庵校合の私家集や歌合に蘆庵の加えた藍筆が見られることはすでに指摘があるからである。

蘆庵校合本の歌書についての最もまとまった考察としては大取一馬氏「蘆庵本の歌書等について」（『龍谷大学論集』423 昭58・10）がある。それによれば、蘆庵には校合や注記を加えた私家集や歌合の一大集成があり、それらには朱墨藍筆の書入がある。その内、少なくとも藍筆（蘆庵は「青色」「青墨」などと称する）は蘆庵の新しい書人と考えてよい。大取氏の引用された歌合の奥書にも「朱写之本（歟、疑考）ノマ、也／青写校合ノ節所書人也」（『麗景殿女御歌絵合』）、「青色ハ校合ノ節所書加也」（有所歌合）、「于時青墨弘底 以朱一校」（新宮撰歌合）などの字句が見える。

また、私家集においても、例えば、蘆庵校合本『散木奇歌集』奥書に次のように見えることが指摘されている。¹³

右散木棄歌集三卷詠讀岐守宗美令新／写校合畢

朱如元本 昔私所書加也

于時安永八己亥年正月十日 蘆菴

ここでも藍筆（青）は「私所書加」とされている。これらはいずれも私家集や歌合の場合であるが、勅撰集である本書にも適用できると考えてよいのではなからうか。

とするなら、本書の藍筆部分が存在する国会図書館本、鎌田共済会本も蘆庵に関わる奥書はなくとも蘆庵を経由した書入本と考えると差支えなからう。

こうして、蘆庵校合の歌書集成は従来知られていた私家集、歌合の他に、正保版二十一代集の契沖書入への増補という形で勅撰集でも行われていたことが明らかになったと考える。

〔注〕

(1) 拙稿「古今集仮名序の注釈と改訂について(二)——六人部是香『訂正古今集序』——」(『斯道文庫論集』44平22・2)の注(6)参照。

(2) 荒木優也氏「國學院大學図書館所蔵『二十一代集』について 附 契沖書入本『新古今和歌集』校異」(國學院大學「校史・学術資産研究」2平22・3)。

(3) 新古今集の後の刊記が明暦元年云々とある本の方が案に相違して早印であること、さらに新古今集の後に刊記のない本が初印ではないかと以前に指摘した。拙稿「古今和歌集版本考——前稿の補訂をかねて——」(『斯道文庫論集』34平12・2)参照。

(4) 中野稽雪(武)氏『小澤蘆庵』(昭26刊)所収「小澤翁門人録」(門人沢益〔監物〕手記、京都並河家伝存)及び「安永二年八月芦庵自筆歌会留書作者部類」(小笹〔喜三〕本)より摘記すると以下のようである。基本的に「門人録」により、括弧内は「作者部類」と中野氏著書の他の部分から補ったものである。

昇義。金子仙五郎。予州松山松平隱岐守家中。

定静。西尾富之助。阿波徳島藩士。享和元年五月二十七日歿。六十二才。墓、大徳寺三玄院。(阿州留守居。西尾源右衛門)

宗美。神服讚岐守。太秦木島社人。寛政十二年九月十二日歿。六十六才。

重愛。河合安右衛門。重三郎とも云う。

盛澄。比喜多卯作また丹太郎。阿波徳島藩士。

直勝。篠山主馬。(篠山彌惣次。浪人)

喜之。長谷川三平。浪人。十一月九日歿。年号不詳。

元始。池見彌衛門。佐竹右京大夫殿内。安永二年、四十才生存。

道賢。桂彦右衛門。大名方用達。

(5) この本は本来八代集が古今集より順に、午一六三〜一七〇、十三代集が新勅撰集より順に、未一七一〜一八三の函架番号が付されているが、現在では谷省吾・金土重順両氏編『賀茂別雷神社三手文庫今井似閑書籍奉納目録』(昭59刊)によつて、八代集が午173、十三代集が未196として出納されている。また、この二十一代集は新統古今集末にのみ正保四年の刊記

が存する早印本である。ただし、古今集は書入は他の集と一連のものであるが、正保版本ではなく、入れ本で、稿者が、注(3) 拙稿で(28)〔江戸前期〕刊本Aと称した無刊記本である。

(6) 鎌田共済会博物館本(国文学研究資料館マイクロフィルムによる)は後撰集には契沖系の書入がない。

(7) 静嘉堂文庫本の古今集上冊は入れ本で書入もない。注(3) 拙稿で(14)安永九年(一七八〇)刊大本とした本である。したがって、後述する「為本」との校異は真名序のみである。

(8) 拙著『六条藤家歌学の研究』(平11刊) 第一部第五章443頁。

(9) 厳密に言くと、是香の校合によれば、芦本(為本)による校合は「男山のむかしをおもひいて」の「いて」が「いて、」とあるとするのが最初の箇所であるという(『訂正古今集序』『古今和歌集正義書入』)。しかし、本書や国会図書館本にはその部分に校異はない。但し、正保版本には「男山のむかしを思ひ出て」とあるので、校異は必要ないことになる。

(10) 北野克氏「小沢蘆庵所持「契沖書入本廿一代集」の存在に就いて、並びに「名所弁覧」のこと」(『契沖全集月報』16 昭51・5)。なお、宛名人の青義八郎については、北野氏も「門人と思われる」とされているが、不明。門人録等にも見えない。文面から、青義八郎が様々な質問をしてきたのに対し、蘆庵が答えたものであるとわかる。

(11) 句点、読点等は北野氏のまま。(マ、)も北野氏。但し、返点は省略した。

(12) この他、次の箇所も三手文庫本に校異が無く、諸本に校異があるが、先の二箇所とは状況が異なる。いかなる理由で三手文庫本に校異がないかは不明である。

3、詞人才子慕風繼塵―詞人才子慕風繼塵

(13) 平澤五郎氏「散木奇歌集伝本考(二)」(『斯道文庫論集』27平5・3)の小沢蘆庵奥書本系統の項参照。奥書の引用は斯道文庫蔵本(九一―一ト五二)による。なお、ここに宗美の名が見えていることも留意される。

〔付記一〕

本稿執筆に当り、御所蔵本の閲覧複写を御許可いただきました諸図書館、文庫に厚く感謝申し上げます。

〔付記二〕

先輩である川村晃生氏に初めてお目にかかったのは、平澤五郎先生の金葉集研究会のことであった。わたしは学部の三年

生であった。その時、寺澤行忠、岩松研吉郎、斎藤恭一の諸先輩と知遇を得た。また、この研究会に誘ってくれたのが、同窓の現国文学研究資料館教授大高洋司氏であった。

この研究会で金葉集諸本研究の底本としたのが今回取り上げた書人のある正保版二十一代集中の金葉集であった。その時同版の他の本も見た。当時のわたしは、変体仮名も満足に読めず、まして二十一代集や正保版本や金葉集が何であるかも知らなかった。また、書人に意味があることもわからなかった。

以来茫茫四十年、その結果がささやかな本稿である。

さて、川村さんは後輩に声をかけて下さることが多く、引つ込み思案のわたしを学会に連れて行き、先生方に紹介して下さいました。

また、大学院博士課程で佐藤信彦先生の演習を川村さんと二人きりで受けたことも思い出される。百人一首であった。川村さんが大学院を出られると、履修者はわたし一人になり、佐藤先生が引かれるまでそのままであった。

さらに、当時長らく慶應に出講されていた久保田淳先生の演習も同様であった。こちらは統詞花集であった。ちょうど『新編国歌大観』の編集が進行中で、久保田先生が川村さんとわたしに「統詞花集を一緒にしましょう」と言って下さったのである。すでに学会で活躍し、論文も多い川村さんと違って、わたしには一編の論文もなかった。「論文が一つもなくては」と先生が配慮された結果が「国語と国文学」にのったわたしの最初の論文である。

思わずにくだくだしい回顧にふけたが、川村さんの長年の好誼と学恩に感謝の意を表するものである。